行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年10月20日  
条例第71号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成29年３月31日条例第21号 | 平成29年12月28日条例第70号 |
|  | 平成30年10月23日条例第78号 | 令和元年８月30日条例第28号 |
|  | 令和３年８月20日条例第72号 | 令和３年12月24日条例第88号 |

〔編注〕令和３年12月24日条例第88号による改正中、同４年６月１日から施行の部分は、改正文を点線で区分した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例

*題名改正〔平成29年条例21号〕*

（個人番号を利用する事務）

**第１条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項の条例で定める事務は、[別表第１](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.23.0.DATA.html#JUMP_SEQ_34)の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

（特定個人情報に係る個人番号の利用）

**第２条**　知事又は教育委員会（法令の規定により法別表第２の第２欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定により事務を処理することとされた市町村の長を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。）は、同欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。

*一部改正〔平成29年条例21号〕*

**第３条**　[別表第２](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.23.0.DATA.html#JUMP_SEQ_41)の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（地方自治法第252条の17の２第１項の規定により事務を処理することとされた市町村の長を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。

*一部改正〔平成29年条例21号〕*

（特定個人情報の提供）

**第４条**　法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報の提供は、[別表第３](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.23.0.DATA.html#JUMP_SEQ_56)の情報照会執行機関の欄に掲げる執行機関が、同表の情報提供執行機関の欄に掲げる執行機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合における当該特定個人情報の提供とする。

*追加・一部改正〔平成29年条例21号〕、一部改正〔令和３年条例72号〕*

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日条例第21号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年５月30日から施行する。

附　則（平成29年12月28日条例第70号）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月23日条例第78号）

この条例は、平成31年１月１日から施行する。

附　則（令和元年８月30日条例第28号）

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和３年８月20日条例第72号）

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

附　則（令和３年12月24日条例第88号）

この条例は、令和４年６月１日から施行する。ただし、別表第１の３の項並びに別表第２の１の項及び14の項の改正規定は、同年４月１日から施行する。

別表第１（第１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 執行機関 | 事務 |
| １　知事 | 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第９号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ２　知事 | 神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成22年神奈川県条例第56号）による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第30号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| ３　知事 | 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| ４　知事 | 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第２条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ５　知事 | 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第３条第２項第３号に規定する保護者等をいう。９の項において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ６　教育委員会 | 県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第３号）による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの |
| ７　教育委員会 | 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの |
| ８　教育委員会 | 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ９　教育委員会 | 国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和３年12月24日条例第88号により、令和４年６月１日から施行

別表第１の５の項中「９の項」の次に「、別表第２の16の２の項及び別表第３の９の項」を加える。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*一部改正〔平成29年条例21号・30年78号・令和３年88号〕*

別表第２（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| １　知事 | 法別表第１の15の項の下欄に掲げる事務 | 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの |
| ２　知事 | 法別表第１の43の項の下欄に掲げる事務 | 神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による貸付けに係る債権の管理に関する情報（以下「旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| ３　知事 | 法別表第２の９の項の第２欄に掲げる事務 | 生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| ４　知事 | 法別表第２の14の項の第２欄に掲げる事務 | 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |
| ５　知事 | 法別表第２の16の項の第２欄に掲げる事務 | 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |
| ６　知事 | 法別表第２の24の項の第２欄に掲げる事務 | 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |
| ７　知事 | 法別表第２の26の項の第２欄に掲げる事務 | １　神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する情報（以下「神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
|  |  | ２　旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの |
| ８　知事 | 法別表第２の31の項の第２欄に掲げる事務 | 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |
| ９　知事 | 法別表第２の54の項の第２欄に掲げる事務 | 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 10  知事 | 法別表第２の64の項の第２欄に掲げる事務 | 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 11  知事 | 法別表第２の87の項の第２欄に掲げる事務 | １　神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ２　旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの |
| 11の２　知事 | 法別表第２の120の項の第２欄に掲げる事務 | 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 12  知事 | 別表第１の１の項の右欄に掲げる事務 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 13  知事 | 別表第１の２の項の右欄に掲げる事務 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの |
| 14  知事 | 別表第１の３の項の右欄に掲げる事務 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの |
| 15  知事 | 生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | １　災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  | ２　児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ３　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ４　母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ５　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ６　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ７　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ８　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ９　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | 10  神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報であって規則で定めるもの |
|  |  | 11  旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの |
| 16  知事 | 私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの | 就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 17  教育委員会 | 法別表第１の26の項の下欄に掲げる事務 | 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する情報（以下「特別支援学校等就学経費関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 18  教育委員会 | 別表第１の７の項の右欄に掲げる事務 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの |
| 19  教育委員会 | 県立学校の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの | 就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 20  教育委員会 | 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和３年12月24日条例第88号により、令和４年６月１日から施行

別表第２の11の２の項を11の３の項とし、11の項の次に次のように加える。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 11の２　知事 | 法別表第２の113の項の第２欄に掲げる事務 | 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |

別表第２の15の項中11を12とし、６から10までを１ずつ繰り下げ、５の次に次のように加える。

６　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第２の16の項特定個人情報の欄を次のように改める。

|  |
| --- |
|  |
| １　生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護法による保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| ２　就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| ３　生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |

別表第２の16の項の次に次のように加える。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 16の２　知事 | 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | １　生活保護法による保護関係情報であって規則で定めるもの |
|  | ２　生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*一部改正〔平成29年条例21号・70号・30年78号・令和元年28号・３年88号〕*

別表第３（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| 情報照会執行機関 | 事務 | 情報提供執行機関 | 特定個人情報 |
| １　知事 | 法別表第２の26の項の第２欄に掲げる事務 | 教育委員会 | 特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの |
| ２　知事 | 法別表第２の87の項の第２欄に掲げる事務 | 教育委員会 | 特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの |
| ３　知事 | 別表第２の15の項の中欄に掲げる事務 | 教育委員会 | １　特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  |  | ２　特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの |
| ４　教育委員会 | 法別表第２の37の項の第２欄に掲げる事務 | 知事 | 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| ５　教育委員会 | 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの | 知事 | １　生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ２　生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和３年12月24日条例第88号により、令和４年６月１日から施行

別表第３の５の項を７の項とし、４の項の次に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| ５　教育委員会 | 法別表第２の113の項の第２欄に掲げる事務 | 知事 | １　生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  |  | ２　生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| ６　教育委員会 | 県立学校の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの | 知事 | １　生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ２　生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |

別表第３に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| ８　教育委員会 | 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 知事 | １　生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ２　生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| ９　教育委員会 | 国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 知事 | １　生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |  | ２　生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*追加〔平成29年条例21号〕、一部改正〔平成29年条例70号〕*